

個人情報非開示決定通知書

備一第 680 号

平成 26 年 8 月 14 日

近 藤 ゆり子 様

岐阜県警察本部長



平成 26 年 7 月 31 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	2014.7.24 付 朝日新聞で報道された岐阜県警内警察署と(株)シーテックとの「意見交換」「協議」に係る情報
個人情報を開示しない理由	岐阜県個人情報保護条例第 15 条の 2 に該当 (理由) 開示請求のあった保有個人情報の有無に関する情報は、これを開示することにより、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、岐阜県個人情報保護条例第 14 条第 5 号に該当し、かつ、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、当該保有個人情報の存否自体を回答できない。
	岐阜県個人情報保護条例第 13 条の規定による開示請求に非該当 (理由)
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担 当	岐阜県警察本部 警備部 警備第一課 企画係 ほろくち 岐阜県岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号 電話番号 (058) 271-2424 (内線 5852)
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、岐阜県公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以降に改めて請求をしてください。



第 5 号 様 式 (第 5 条 関 係)

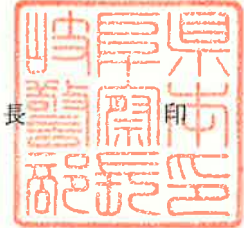
個人情報非開示決定通知書

備一第 6 8 3 号

平成 2 6 年 8 月 1 8 日

近 藤 ゆり子 様

岐阜県警察本部長



平成 2 6 年 7 月 3 1 日 付 け で 開 示 請 求 の あ っ た 個 人 情 報 に つ い て 、 岐 阜 県 個 人 情 報 保 護 条 例 第 1 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 開 示 し な い こ と と 決 定 し ま し た の で 、 通 知 し ま す 。

請求に係る個人情報の内容	<p>2014.7.24の朝日新聞での報道によれば、大垣警察署と㈱シーテックとの「意見交換」で、私・近藤ゆり子の評価に係る情報がやりとりされた。</p> <p>こうした「評価」を行うからには、過去に収集した私・近藤ゆり子に係るかなり多くの情報が存在していることと思料する。</p> <p>大垣警察署が(株)シーテックに、私・近藤ゆり子の「評価」を伝えるにあたって、調査・分析の対象とした情報の一切。</p>
個人情報を開示しない理由	<p>岐阜県個人情報保護条例第15条の2に該当 (理由)</p> <p>開示請求のあった保有個人情報の有無に関する情報は、これを開示することにより、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、岐阜県個人情報保護条例第14条第5号に該当し、かつ、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、当該保有個人情報の存否自体を回答できない。</p> <p>岐阜県個人情報保護条例第13条の規定による開示請求に非該当 (理由)</p>
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担 当	<p>岐阜県警察本部 警備部 警備第一課 企画係</p> <p>岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号</p> <p>電話番号 (058) 271-2424 (内線5852)</p>
備 考	

(教 示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以降に改めて請求をしてください。



第4号様式（第3条関係）

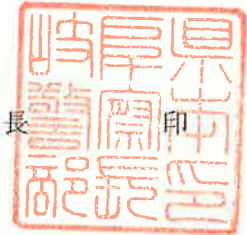
公文書非公開決定通知書

備一第699号

平成26年8月26日

近藤 ゆり子 様

岐阜県警察本部長



平成26年8月12日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので、通知します。

<p>公開を請求された公文書の件名又は内容</p>	<p>大垣警察署は罫シーテックと4回にわたる「意見交換」を行い、保有する個人情報 leaked と、2014.7.24の朝日新聞で報道されている。 この報道から、大垣警察署を含む岐阜県警には以下の①～④情報が存在すると思料するので、その開示を請求する。 ① 罫シーテックに関する情報 ② 「ウィンドパーク南伊吹（仮称）」事業に関する情報 ③ ②の事業に係る個人に関する情報収集活動の記録、報告書等 ④ 罫シーテックと岐阜県内各警察署との「意見交換」「協議」に係る記録</p>
<p>公文書の公開をしない理由</p>	<p>岐阜県情報公開条例第9条に該当 (理由) 公開請求のあった公文書の有無に関する情報は、これを公開することにより、警察が特定の企業等に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、岐阜県情報公開条例第6条第4号に該当し、かつ、本件公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否自体を回答できない。</p>
<p>※上記理由がなくなる日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担 当</p>	<p>岐阜県警察本部 警備部 警備第一課 企画係 岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号 電話番号 (058) 271-2424 (内線5852)</p>
<p>備 考</p>	
<p>(教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。 2 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。</p>	